

## 国立大学法人滋賀医科大学における会計監査人候補者の公募について

令和2年1月8日  
国立大学法人滋賀医科大学

国立大学法人における会計監査人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条により、文部科学大臣が選任することとされています。

また、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、会計監査人候補者名簿を文部科学大臣へ提出することとされています。

については、本学の会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人又は公認会計士から下記のとおり会計監査人候補者選定のための提案書を募集いたします。

### 記

#### 1. 会計監査人の資格

国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第41条第1項及び第2項に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であることが必要です。

#### 2. 会計監査人の任期

令和2年度から令和3年度の原則として2ヶ年の候補者の選定となります。ただし、毎年度文部科学大臣の選任を受けるため、契約は単年度契約になります。

令和3年度については、改めて候補者より監査計画書をご提出いただきます。本学においてその内容を確認し、適切である場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることといたします。

#### 3. 会計監査人候補者の選定方法

提案書等により、総合的に判断して候補者を決定します。

#### 4. 提出書類

- (1) 提案書 8部 A4判 (別紙「提案書の記載事項について」参照)
- (2) 貴法人等の概要が記載されたパンフレット等 8部

#### 5. 提出期限

令和2年2月10日(月) 17時までに滋賀医科大学監査室宛に提出してください。

#### 6. その他

- (1) 候補者の選定にあたり、提案書説明のヒアリングを行う場合があります。
- (2) 応募者から提出された提案書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、公開する法人文書の対象となりますので、守秘することを要望される事項がある場合は、理由を付し当該事項を指定ください。
- (3) 会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることができません。
- (4) 今回選定された監査法人が、金融庁からの行政処分等を受けた場合は、選定の見直しの対象となります。

<提案書の提出先、お問い合わせ先>

〒520-2192

大津市瀬田月輪町

滋賀医科大学監査室 伊藤

電話：077-548-3655

FAX：077-548-3653